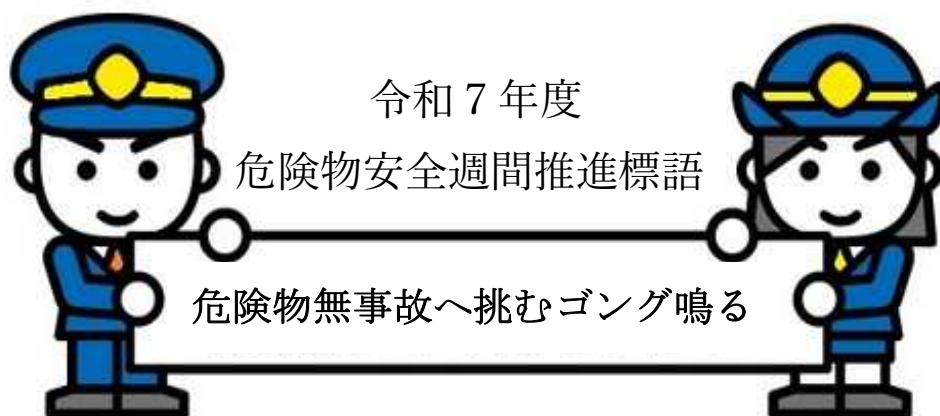


令和7年度危険物安全週間(6月8日(日)～14日(土))

ガソリンや軽油、灯油などは、火災を発生させるおそれ
が非常に高いため、消防法で「危険物」として指定されて
います。

夏季を目前に気温が高くなり、危険物の自然発火につ
いて十分な注意が必要となります。

また、この機会にガソリンスタンドや工場、あわせて家庭
内の危険物に関する保安と知識を高め、災害防止に努め
ましょう。



※問い合わせ先

阿久根地区消防組合 警防課 危険物係

電話 0996(72)0119